

会 議 記 録

会議名称		第38回杉並区環境清掃審議会
日時		平成21年9月1日(火)午後2時00分~午後3時23分
場所		区役所 中棟5階 第3委員会室
出席者	委員名	丸田会長、青山委員、石川委員、井口委員、岸委員、夏目委員、岩島委員、鈴木委員、田中委員、山室委員、松木委員、内藤委員、境原委員、大澤委員、小池委員、井上委員 (16名)
	区側	環境清掃部長、環境課長、環境都市推進課長、清掃管理課長、杉並清掃事務所長、都市計画課長、みどり公園課長、建築課長、方南支所担当課長
傍聴者数		1名
配付資料等	事前	第37回杉並区環境清掃審議会会議録(案) 杉並区環境基本計画実施状況報告書【平成21年度版】 レジ袋削減に関する取組状況について 資源持去り業者に対する刑事告発等について
	当日	席次表 第38回杉並区環境清掃審議会 次第 杉並区環境基本計画(改定案)
会議次第		第38回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第37回杉並区環境清掃審議会会議録(案)の確認 3 報告事項 (1)平成21年度杉並区環境基本計画実施状況報告について (2)レジ袋削減に関する取組状況について (3)資源持去り業者に対する刑事告発等について 4 環境基本計画の改定について 5 その他 6 次回の開催予定

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 会議の内容 および 主要な発言 </p>	<p> 第38回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第37回杉並区環境清掃会議録(案)の確認 ・確認後(案)をとる。 3 報告事項 (1)平成21年度杉並区環境基本計画実施状況報告について (2)レジ袋削減に関する取組状況について (3)資源持去り業者に対する刑事告発等について 4 環境基本計画の改定について 5 その他 6 次回の開催予定 <p style="text-align: center;"> 11月11日(水)開催予定 実際は12月9日(水)開催に変更 </p> </p>
--	--

<p>発言者 環境課長</p>	<p>第38回環境清掃審議会発言要旨 平成21年9月1日(火) 発言要旨</p> <p>定刻になりましたので、開会に先立ちまして、私から委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。</p> <p>今現在、出席数15名でございます。事前に欠席のご報告をいただいております方は2名ですが、過半数の定足数に達してございますので、この会議は有効に成立をいたします。</p> <p>なお、本日の傍聴希望者は、1名でございます。</p> <p>最後に、報告事項に関する資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、事前配付させていただきました資料でございますが、「平成21年度杉並区環境基本計画実施状況報告について」、2つ目は、「レジ袋削減に関する取組状況について」、3つ目が「資源持去り業者に対する刑事告発等について」、それから本日、「環境基本計画(改定案)」について、未定稿でございますが、席上配付させていただきました。後ほど、またご意見をいただきたいと考えてございます。</p> <p>資料の確認のほうはいかがでしょう。よろしいですか。</p> <p>それでは、会長、議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆様方、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。只今から第38回の杉並区環境清掃審議会を開催いたします。</p> <p>本日は報告事項が中心になっております。</p> <p>では、報告事項に入ります前に、「第37回杉並区環境清掃審議会会議記録(案)」の確認ということで、皆様方から同意を得たいと思いますが、何かご質問とかご意見とかございますか。よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>どうもありがとうございました。では、「会議記録(案)」は(案)をとらせていただきまして、今後の記録のために残させていただきます。</p> <p>では、報告事項に入りまして、1つ目が「平成21年度杉並区環境基本計画実施状況報告について」、環境課長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>それでは、杉並区環境基本条例第9条4項に基づき「平成21年度杉並区環境基本計画実施状況報告について」ご説明を申し上げます。</p> <p>冊子をご覧ください。</p> <p>この実施状況報告につきましては、環境基本計画の中でも数値目標を定めている行動計画や事務事業につきましては、その達成状況をまとめたものでございま</p>

す。主なものについてごく簡単にご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

まず、環境基本計画、基本目標の「持続的発展が可能なまちをつくる」のところで、一番上の段でございます。温室効果ガスの削減への取り組みでは、二酸化炭素の排出量について、平成20年度分調査、これは平成18年度末の状況ですが、平成2年度比で7.2%の増となっております。増加率は前年比で大幅に減少してございますが、目標達成に向けて、新たな環境基本計画の中でも大きな課題という形であると考えてございます。

また、その下のところでございますが、ごみの発生抑制については、1日1人当たり排出量が565グラム、前年度の618グラムより削減をされています。

また、その下の表でございますが、行政の具体的な取り組みでは、自動車交通量の抑制のところ、新たなすぎ丸路線を開設するとともに、自転車駐輪場につきましても、前年度比約500台分の増と、特にハード面を中心に整備を行ってまいりました。

次に、少し飛びまして、6ページをご覧ください。

基本目標の「健康と暮らしの安全を守るまちをつくる」のところでございますが、行政が行う大気汚染等の各種調査につきましては、例年どおり実施を行いました。そのほかの計画事業では、庁有車の低公害車化、これを図ってまいりまして、全体の97%に達するなどの対応を行ってきたところでございます。

次に、基本目標の、8ページのところで、みどり、自然環境の分野でございますが、この分野では特に区の緑被率、あるいは緑地率、さらには保護樹林面積等について、これについては前年比横ばいということで、減少には何とか歯止めをかけているという状況でございます。

また、行政の取り組みとしては、区立小学校を中心に校庭の緑化を進め、3校でその緑化を実現するなど、区立施設の緑化を中心とした施策を進めてまいりました。

続きまして、今度は基本目標の のところです。11ページをお開きください。

まず、「美しく清潔なまちへの取り組み」というところでは、杉並区が美しいと思う人の割合は、区民意向調査で73.2%、これは前年比同様でございましたが、協働による取り組みという視点からは、例えばその下にございますクリーン大作戦への参加者数が、例年は1万人でございましたが、昨年度は少し割り込んで8,800人とどまりました。今年度は昨年の参加者の声を参考に、さらにその

	<p>支援を強化していく所存でございます。</p> <p>また、このページでは放置自転車数についても記載がございます。1,884台、下から2行目のところでございますが、前年は2,620台ということになってございまして、大幅にここは減少してございます。この間のPRが功を奏していると考えてございます。</p> <p>最後になりましたが、基本目標の のところ、13ページでございます。</p> <p>環境施策への参加と協働の仕組みづくりでございますが、まずは環境情報館の利用団体数や、あるいはまた花咲かせ隊など、環境活動に参加する団体者数、これは前年比で着実にふえています。協働の輪が、少しずつですが、すそ野が広がっているということが言えると考えてございます。</p> <p>以上、主な実施状況について、各基本目標ごとに主な事業を中心に説明申し上げます。</p> <p>なお、この実施状況につきましては、現在改定中、本日最後にご説明を少しさせていただきますが、環境基本計画の改定にも反映をしております。</p> <p>少し長くなりましたが、私のほうからは以上でございます。</p>
会 長	<p>わかりました。</p> <p>では、以上のご説明につきまして、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。G委員、どうぞ。</p>
G 委 員	<p>毎年の結果を見せていただいているのですが、この から までの今の実施状況と、今日、後でご説明いただく基本計画の目標値があります。これは後ほど結構ですが、具体的にこの最新のものを出示していただいたので、どう評価されていて、次の目標や計画の中にどう反映されているのかということをご説明いただければということです。</p> <p>自然環境系とか住民参加という意味では、かなり実績は上がっており、ごみの減量化も着実に動いているということですが、やはり 、ここでは化学物質になっていきますが、後の計画では交通量の問題になると、なかなか計画目標に近づいていくのが難しい状況もあるとおもいます。難しいなら難しいなりに計画の中でも、特に25年という非常に直近の目標値で次の計画が立っていますので、その辺の説得性といえますか、一般的に言えば本当にできるのかという疑問がこれから出てくると思いますので、これとのつながりでご説明いただければと。</p>
会 長 環 境 課 長	<p>後ほどでもいいとおっしゃっていますが、よろしいですか、どうぞ。</p> <p>ちょっと簡単に、特に2点目の件について、ご指摘いただいたように化学物質</p>

	<p>に関する検査ですとか、あるいはまた大気汚染ですとか、なかなか区のレベルだけでは対応しきれないテーマもございます。</p> <p>といった中でも、これも後ほどご説明申し上げますが、区としてできること、またさらには、皆さん区民や事業者の方々と協働してやっていくべきことというのを、環境基本計画の中でも、これからはまた明記をしていきたいと考えています。</p>
会 長	<p>では、ほかにございましたら。</p>
R 委 員	<p>R委員。</p>
	<p>今のこの21年度の実施状況報告書で、具体的な目標、スケジュール等が書いてあって、その表現方法が、私の勝手な想像ですが、今までのを改定して、改定（案）ができ上がっている。具体的な実施計画としても、これの進め方に同じような表現がとられるだろうと、想像するわけです。</p> <p>その書き方で、実施計画書がどうも私個人的には、それぞれの基本目標で多少表現の、簡単に言うと、表の表現方法のまとめ方が多少違うところがあるので。例えば、「達成年度」という書き方で「平成22年度」と書いてあったり、「目標値」が「目標年度」であったり、しばらくじっくり眺めて意味するところを理解できたつもりですが、その辺がこれからはもう少し同じような基準のとり方、表現の仕方で見やすく統一した表記方法、単位をとっていただきたいなと思います。</p> <p>これは、今回のこの中身を細かく言う必要もありませんし、今後の改定（案）にどう盛り込むかというところがあって、専ら事務局のほうがこのレベルまでおつくりいただけるという前提になっておりましたので、そういう意味合いで今申し上げているのですけれども、その辺をお願いしたいと思います。</p> <p>それが1点と、もう一点は、この21年度版ということは、20年度末までの実績ないしはもうちょっと前かもしれませんが、ということで、この実績の中で具体的な取り組み内容が大きく達成してあったりというところがあるんですね。それに対して今後どうするのかというのは、この21年度版の中に詳細にわたって100%表現する必要はないのかもしれませんが、達成したからどうするのかという、そういったような整理の仕方というのも、報告書ですから、必要なのではないかなと思います。以上です。</p>
会 長 環 境 課 長	<p>では、課長、どうぞ。</p> <p>まず、1点目で、実際に今回、今日お示ししました報告書の記載の内容あるい</p>

	<p>はまた表現について、さらには本日最後にご説明させていただくこの新たな環境基本計画、例えば今例でいただきました「達成年度」と「目標年度」ですとか、そういった形で、そこに表現する意味合いが同じものに関してはなるべくわかりやすいように統一した言葉をこれからも使っていくということで、特に喫緊では、まず新たな基本計画についての今改定中ですので、そういった中で留意をしていきたいと考えております。</p> <p>それから、2点目、既に目標を達成したもの等についての取り扱い、これを今後どうするのかという、そういったご指摘がございました。幸い今年度は、これは環境基本計画を改定する年でございます。後ほど詳しくまたご説明を申し上げますが、新たな基本計画の中では、そういった目標を達成したもの等の取り扱いについても、今後その事務事業の整理という形で一定の方向性を示してございますので、そういった中で、これまでの目標について総括をしていくという形でご理解をいただければと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>わかりました。</p> <p>では、ほかにございますか。</p> <p>F委員。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>ちょっと数字の確認ですが、8ページの「基本目標実現のための取組み」の実施状況の中で、4番の1人当たりの公園計画面積の数字ですね。目標が1人当たり5平方メートル、30年度に達成、20年度末の状況で1人当たり1.85平方メートル、9ページの一番上の同じような地域公園の整備の中でいくと、区民1人当たりの地域公園面積が、目標が0.66平方メートルで、目標年度は30年度でいいのですが、20年度末の実施状況で1人当たり0.37平方メートルと、この数字のとり方の単位ですね、どのような形でこういう数字になっているのか、ご説明いただきたいと思います。</p>
<p>会 長 みどり公園課長</p>	<p>みどり公園課長。</p> <p>この数字は、区民1人当たりに対して、区立公園の中の地域公園というのが現在6カ所ございますが、その面積に対して、平成20年度の人口で割っています。それが1人当たり0.37平方メートルというのが地域公園の現況でございます。</p> <p>目標は0.66平方メートルということで、身近な公園のほうが下にございますが、そちらが区立公園では1.5平方メートルを目指していますが、現況は0.62平方メートルということです。目標値5平方メートルですが、あと現況値1.85平方メートルというのは、これを足すとそうならないのですが、実はそれ以外に都立公園が3カ所ございまして、その面積を全体で足して割った数値が公園の整備目標と、1人当たりの目標と、現況と</p>

F 委員	<p>ということになってございます。</p> <p>ということは、一応、区分けして載せているということになるわけですね、わかりました。</p>
みどり公園課長	はい。
会 長	では、K委員、どうぞ。
K 委員	<p>先ほどの課長のご回答でいいと思いますけれども、ただ、今回のものにつきましては、期の途中で終わったものがぼちぼちありますね、平成16年度で終わったり17年度で終わったり19年度と、その時点で終わりだということだけで、内容について終わった時点での最終的なものが入っていない。</p> <p>逆に言うならば、これをずっと今後3年なり5年なりに読み返した場合にどうだったかと知りたい場合におきまして、例えば、どこでもいいのですが、17年度が終わった場合、ことしの実績なしで終わるのではなしに、17年なら17年度終わった時点での最終の数字というものをこの中に入れておいていただけたら、後ほど読み返すのに非常に分かりやすいのではないかと思ったのが1点目です。</p> <p>それから、ここまで言っているかどうか、私も悩んだ末に申し上げてしまうのですが、例えば今回のいただきましたテーマの中で、「21年度の基本計画実施状況の報告」になっていますね、テーマとして。これはあくまで20年度末の実績です。そうすると、例えばこの21年度というのをカットしまして、「杉並区環境基本計画実施状況報告書（21年度版）について」というのだったら20年度ということで理解できますけれども、これは後日読んだ場合、「何だ、21年度の途中なのに21年度の実施報告できるのか。」というとらえ方をされるおそれがあるのではないかと感じました。</p>
会 長 環 境 課 長	<p>では、環境課長。</p> <p>まず、1点目のご指摘、ごもっともだと思います。たまたま今年度、計画を改定しますので、その中でまた総括という形にさせていただきますが、当然、各年度ごとに計画事業の中で、その目的を達成したものに対して、そのてんまつがどうだったのかということを経後のまた実施状況報告の中でも考えていきたいと思えます。</p> <p>それから、2点目、確かにおっしゃるとおりで、21年度は当然まだ半分しか終了していませんから、21年度の総括はできるわけもないわけですね。当然、ご指摘のとおり、これは20年度、1カ年の実績状況報告ということですので、それがわかるような形で、また次の報告書のほうからはわかりやすく記載をしていきたい</p>

<p>会 長</p>	<p>いと思います。</p> <p>では、ほかにございましたらお願いします。</p> <p>では、ほかにないようでございましたら、私のほうから1点、事務局のスタンスというか、お聞きしたいのですが、2ページ目の最初に1990年度比で2%削減というような形で、これは以前は当たり前のことで、1990年度比というのを基準に使っていたわけですけれども、最近、各国というか、国際的な面とか、また環境省のそういうデータの比較の仕方などを見ていますと、2005年比というか、2005年を基準にした、できるだけ近い時間を基準にしたいというのが趣旨らしいのですが、そういうふうに世の中動いていますよね。</p> <p>それで、ずっと追っていけばわかるのでしょうかけれども、その辺、区役所はどういう態度を今後ともとられますか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>先ほど、ちょっと説明で漏らしていましたが、2ページ、3ページは「私たちの4つの挑戦」ということで、現行計画の中で、平成15年度ですか、今の計画が定められたときにこの4つの挑戦という形で定義を示したものでございます。</p> <p>当時は、まだ会長ご指摘の2005年という話はありませんで、どうしても京都議定書ベースの水準の1990年、平成2年度という形が主でございました。それを今回ここに示してございますので、ここは1990年という形になってございます。</p> <p>また、2005年度比ということでは、今さまざまところで議論がされてございます。そういった動向も踏まえまして、今後90年についてはまた検討していきたいというふうに考えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしくお願いします。</p> <p>では、ほかにございませぬようですので、この件については終わりにしますが、皆さん方からご意見が出ましたように、いろいろ今後のために当たったの課題とか、そういったものを考慮しながら、次のレポートをつくられていただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>環 境 都 市 推 進 課 長</p>	<p>では、2番目の「レジ袋削減に関する取組状況について」、環境都市推進課長、よろしくお願ひします。</p> <p>レジ袋削減に関する取り組み状況についてご報告いたします。</p> <p>事前送付資料5ページの「レジ袋削減に関する取組状況について」をごらんください。</p> <p>条例対象事業所は、1にあります平成20年度「レジ袋有料化等計画書」を提出した220事業所で、内訳は記載のとおりとなっております。</p>

<p>会 長</p> <p>U 委 員</p>	<p>その取り組み状況につきましては、「2 取組状況」に有料化、キャッシュバック、その他の取り組みと方法別に記載してございます。</p> <p>次に、3の「取組内容に基づくマイバッグ持参率の推移」を記載してございます。(1)レジ袋有料化店舗のうち、1ページおめくりいただきまして、2ページの上から5つ目のサミット和泉店については、ことしの6月から有料化をしている関係上、数値が低くなってございます。他は平均74.6%でございますが、和泉店が43.0%というのは開始が遅かったということでございます。</p> <p>次に、おめくりいただいて、3ページの4、今年度から対象となった店舗の内訳を9事業所記載してございます。</p> <p>今後のスケジュールとしまして、5(1)事業者説明会を9月25日に開催してまいり所存でございますが、レジ袋有料化等の取り組みの条例に基づいて報告された内容の説明や、目標であるマイバッグ持参率60%の達成に向けた取り組みの推進などについてお話をしていく予定でございます。</p> <p>(2)にありますとおり、レジ袋有料化等、結果報告書の公表を9月下旬に行い、取り組み実施状況及び目標の達成状況、優良事業者の公表を同じく9月下旬に区ホームページ、「広報すぎなみ」で行っていく考えでございます。</p> <p>それから、(4)といたしまして「レジ袋有料化実施事業所の新聞折込周知」としてございますが、「広報すぎなみ」11月1日号に特集記事として実施店舗名の名称、所在地、写真、店長の一言を掲載する予定でございます。</p> <p>4ページ以降に、条例対象外の事業所の取り組みについて記載してございます。こちらにつきましても、取り組み実施状況及び達成状況の優良事業者の公表を9月下旬に区ホームページ、「広報すぎなみ」で行い、レジ袋有料化実施事業所については同様に「広報すぎなみ」11月1日号に掲載を予定してございます。</p> <p>これからも、区民、団体、事業者の方々と協働して、平成21年度末にマイバッグ持参率60%の目標達成に向けて、マイバッグ推進キャンペーンなどの啓発活動や店舗等の支援活動を行ってまいります。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>わかりました。</p> <p>では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。</p> <p>U委員、お願いします。</p> <p>レジ袋の削減についての金額は前回出されたと思うのですが、例えば買い物しますよと、そこでレジの方が「レジ袋をご利用ですか、要りませんか」と聞いた</p>
-------------------------	--

<p>会 長</p>	<p>ときに「要りますよ」と言ったときに幾ら取られるのか、最低で幾らぐらいになるか、それは各店舗によって違うのか、教えていただきたいと思います。</p>
<p>環境都市推進課長</p>	<p>課長、お願いします。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>1枚5円から3円というところでございます。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>そう、1円なんていうところもあったな。つるかめは1円でしたな、たしか。いいですよ、一応どのくらいの幅をとっているか、ちょっと知りたいと思って、それで一応取り組み状況の中身で、これだけやっているのだ、こういうことが一応わかりました。</p>
<p>環境都市推進課長</p>	<p>すみません、つるかめは1円でございます。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>委員長、結構でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、ほかにございましたら。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>K委員、どうぞ。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>今おっしゃった前回までの条件というのをちょっと私も引っ張り出してみたのですけれども、いわゆる対象条件としては、20万枚以上で持参率60%未満、食品販売というのが三大条件だったと思いますが、その時点で区のほうから約250店舗だとおっしゃったのですね。今回これを見てもみますと、220プラス9店舗ということで229、これで全部一応その対象というものはもうやっていたというふうに理解してよろしいのでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>環境都市推進課長</p>	<p>この間、店舗の廃業、新設等ございまして、結果的にこういう数値になってございます。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>ということは、今現在の対象であると考えられるものはすべて参画をしているということですね。わかりました。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>それから、もう一点、4ページのところで、いわゆる対象外の事業所の取り組み状況、非常にこれは私たち区民にとってはうれしいことですよね、これだけ積極的にやっていたと。これはそれなりにやっぱり区のほうからいろいろな働きかけがあったと理解してよろしいのでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>課長、どうぞ。</p>
<p>環境都市推進課長</p>	<p>これらの対象外の事業所の方々は、コープとうきょうさんを初め、当初から有料化をなさっていたところなどが多うございます。それから、商店会連合会のように、みずから進んで協力を申し出ていただいたというところもございます。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>ということは、さらに今後ともこういうお店屋さんが増えてくる可能性がある</p>

<p>会 長 環境都市推進課長</p>	<p>というふうに理解してよろしいですか。</p> <p>課長、どうぞ。</p> <p>レジ袋削減の運動の広がりの中で、お申し出が今後も広がってくる可能性はあるというふうには考えてございます。</p>
<p>会 長 清掃管理課長</p>	<p>ほかの方でございましたら。よろしゅうございますか。</p> <p>では、(2)も終わりにさせていただきまして、(3)「資源持去り業者に対する刑事告発等について」、清掃管理課長、よろしく申し上げます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。</p> <p>「資源持去り業者に対する刑事告発等について」でございますが、7月開催の当審議会におきまして、資源の持ち去り監視パトロールの状況についてはご報告を差し上げているところですが、本年5月の改正条例の施行以来、区では職員が資源持ち去り防止監視員として資源の持ち去り監視パトロールを行い、警告書、禁止命令書を交付してまいりました。</p> <p>しかしながら、こういう禁止命令を無視して持ち去り行為を続ける業者が少なからずいるところから、7月上旬に区内3警察の協力を得まして取り締まりを実施いたしました。その結果、表に記載しております3名の持ち去り行為者を7月22日に刑事告発いたしております。</p> <p>また、氏名等の公表については、年内をめどに公表していく予定でございます。</p> <p>次に、2番目の監視パトロールの実施状況でございますが、パトロールの体制と実績につきましては、車両3台で早朝パトロールを行っております。また、資源持ち去り防止監視員として専任職員2名及び清掃関係職員によりまして、指導・処分を行っているところでございます。</p> <p>パトロールの実績でございますが、監視業務従事者数としては延べ846人、監視車両数は延べ301台、警告書の交付が31件、禁止命令書の交付が37件という状況でございます。</p> <p>最後に、その他の持ち去り防止対策としまして、早朝回収の実施、新聞回収袋の配布、集積所における「持去り禁止」警告シートの貼付、集団回収への支援と奨励を行っているところでございます。</p> <p>今後も監視活動を継続しながら、持ち去り行為者に対しては条例に基づき厳正に対処してまいる所存でございます。</p>

会 長	<p>私からは以上です。</p> <p>わかりました。</p> <p>では、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。U委員、よろしく。</p>
U 委 員	<p>この資源持ち去りに対する話は4月か5月ごろにたしか出たと思いますけれども、私が聞きたいのは、この業者、杉並の区役所で扱っている、随意契約をやっている業者に対して、それ以外の業者が、「何だ、おれたちも一緒に入札、何かさせろ」と、そういうふうな苦情等問い合わせがなかったでしょうか。</p>
清掃管理課長	<p>ちょっと質問の趣旨が理解できないのですが、随契……。</p>
U 委 員	<p>随意契約をやっているのでしょうか、回収業者と。やっていないのですか。</p>
清掃管理課長	<p>そういう苦情等はありません。告発業者は、区内業者ではございませんので、ここにございますように住所は足立とか新座とかで、随意契約はしておりません。要は、資源を無断で持ち去る業者に対して区が警告書、禁止命令書を交付して、そういう行為はやめろということで条例を改正してやっているものでございますので、ちょっとその趣旨とは違うかなと思います。</p>
U 委 員	<p>すみません、じゃ、私ちょっと別のことで間違っって質問してしまいまして、大変申しわけございません。思い出します。</p>
会 長	<p>では、R委員。</p>
R 委 員	<p>単純な質問というか、内容の確認ですが、このパトロール体制で区の職員が資源持ち去り防止監視員2名及び清掃員の方で、警備会社の車両に同乗というのは、記載の 早朝パトロールの車両3台のうちに2名の方及び清掃職員が乗ると、こういう意味合いで理解してよろしいのでしょうか。それとも、この早朝パトロール以外の時間帯にもパトロールがあるという意味合いで、そちらにという意味合いなのでしょうかということです。</p>
清掃管理課長	<p>R委員のおっしゃるとおり、車両3台に持ち去り防止監視員が2名と清掃職員が1名同乗して監視パトロールを続けているという状況でございます。</p>
R 委 員	<p>早朝パトロール以外のパトロールはないということでよろしいですね。</p>
清掃管理課長	<p>警告書ないしは禁止命令書を交付するには、相手がいないとできませんので、一応現認……。パトロールにつきましては、警備会社のパトロールと、あと、早朝回収の業者にも早朝に回収をしていただいておりますので、その方にも一応早朝のパトロールという形ではお願いしているところでございます。</p>
R 委 員	<p>わかりました。</p>

会 長	ほかにございますか。 F委員、どうぞ。
F 委 員	2番目の監視パトロールの実施状況というところで、禁止命令書交付件数37件とありますね。禁止命令書の効果というのはどの程度あるのか。要するに禁止命令を出した分については、すぐに告発しますよという含みを持って禁止命令書を交付しているのか、あるいは警告書よりも重いということで禁止命令書を出しているのか、ただ命令書だけ出しても、結局無視されるケースが多いのではないかなと思うのですよね。だから、禁止命令書を出す以上は、告発するという前提でやらないと効果がないと思うのですが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。
会 長	どうぞ。
清掃管理課長	警告書につきましては、これ以上こういう行為をしないようにというような行政の指導的なものでございます。それを踏まえて、いわゆる行政処分に当たる禁止命令書を交付しているところでございます。その交付をする際に、当然に氏名等の公表、または禁止命令の先にあるのは20万円以下の罰金を科すというような処分も待っていますよということを伝えて渡すような形は随時行っているところでございます。 今回、集中取り締まりをいたしまして、3名の告発者を出して、新聞等にも掲載をさせていただいているところでございます。
F 委 員	結構です。
会 長	よろしいですか。 T委員、どうぞ。
T 委 員	警告を出されて、その後禁止命令を出されると思うのですが、今、この警告書が31件、それから禁止命令が37件とありまして、上の3名に関しては警告が1回、禁止命令が2回と、それから1回と1回、1回と3回とありますけれども、例えばこれは、警告をして禁止命令を1回は最低出されるでしょうけれども、それ以上、例えばどういう基準で警察に告発をされるのか、何かいわゆる一般的に2回以上やったらとか、あるいは1回でも悪質であるとか、何か基準がある程度皆さんにわかるような形で持たれているかどうか、その辺ちょっとお聞きしたい。
清掃管理課長	警告は1回ということでございます。その後、またその警告を無視といいますか、守れないような業者が禁止命令、いわゆる現認をして捕まえるものについて

		<p>は禁止命令という形で行っているところです。</p> <p>禁止命令2回、1回、3回それぞれありますけれども、原則は警告をした後にはすぐ禁止命令が、その日のうち2回、極端に言えば1回警告をして、2回目、別のパトロールが禁止命令をする場合もございますので、その場合は刑事告発の対象でございます。必ずその刑事告発の対象になるということは禁止命令の交付の際には伝えてございますので、禁止命令が2回、3回、ここまでがというような基準については特にはございません。</p>
会 T 委 員	長 委員	<p>T委員。</p> <p>ということは、すごく恣意的になってしまうのではないかとちょっと今の回答だと危険があるのではないかと思ったのですが、</p>
会 環 境 清 掃 部 長	長 部長	<p>部長、どうぞ。</p> <p>私からお話を少々補足させていただきます。</p> <p>今、お話があったように、警告書を1回交付して、次回から発見したときは当然のことながら禁止命令に切りかえていきます。ただし、先ほどF委員もおっしゃっていましたが、それを平然と無視して2度、3度と、我々の目をかいぐってというも実態としてはあることも現実です。</p> <p>そういう中で、実際に告発するときは、実は警察官の立ち会いを得て、警察がそこで現に抜き取り行為をしたということを認めていく、現認していくということが実務上必要になってきます。その後の事情聴取をやって、調書をつくって立件して、検察庁のほうに送致していくという手順をとるためにも、現実的な取り扱いの中で、警察官をその場に立ち会わせてということが必要になってきます。</p> <p>したがって、恣意的に告発をしているのではなくて、警察の立ち会いも毎日一緒に回っているわけではありませんから、警察官が立ち会ってくれて、そこで抜き取り行為を見つけたものについて、今回告発をしたということです。</p> <p>ですから、基本的には、この禁止命令を1回でも受ければ、直ちに告発の対象には当然していきますが、すべてが告発できるわけではなくて、今お話ししたように、警察の立ち会いのもとで、それを具体的に現行犯という格好で現認して、その対象者が今回は3名いたということでございますので、ひとつご理解いただければと思います。</p>
会 Q 委 員	長 委員	<p>わかりました。</p> <p>では、Q委員、どうぞ。</p> <p>この件につきまして、告発とか禁止命令とか非常に大事なことですけれども、</p>

<p>会 長 清掃管理課長</p>	<p>これが始まってまだ日にちもそんなに大して経っていないとは思いますが、こういう告発等をして、最近どうでしょう、持ち去りについての効果のほうは実感としていかがでございましょう。</p> <p>どうぞ。</p> <p>監視パトロールの職員等から聞いた話でございますけれども、実際には当時の一番ピークから相当数、業者自体は減ってございます。でも、中にはやっぱりそれを生業としている業者がおりますので、完全にそこから足を洗ってといいますが、そういう行為から抜け出せないという方も実際に会って話を聞くとあるというのが実態でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ですので、区内で抜き取りをしていると思われるものについては、大体同じメンバーというように、固定化をしてきているというのが実情でございます。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>ほかにございますか。よろしゅうございますか。</p> <p>どうもありがとうございました。（３）につきましても終了しまして、では、本日配付されました資料でございますが、「環境基本計画の改定について」ということで、環境課長からお話をお願いします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>それでは、最後になりました。環境基本計画（改定案）についてご説明を申し上げます。</p> <p>まず、表紙をごらんいただきますと、未定稿という形になってございます。現在鋭意庁内での検討を進め、今回お示しさせていただくところまでようやく参りました。ほぼ固まってきましたが、ぜひこの段階で皆さんにごらんいただき、ご意見をいただき、またその後、自治基本条例に基づくパブリックコメントを経て基本計画という形でまとめてまいりたいと考えてございます。</p> <p>なお、検討に際しましては、5月、この環境清掃審議会のほうからいただきました改定に向けての報告書、この内容を尊重するとともに、関係各課で現在十分な協議を行ってございます。そういった協議のもとに、今、この環境基本計画を改定している作業を行っているということでございます。</p> <p>今回の改定の方向ですが、これは報告書の中でもいただきました環境問題をめぐる国内外のさまざまな動向、こういった動向を加味するとともに、基本目標ごとの事務事業の見直し、先ほど進捗状況の報告もさせていただきましたが、そういった見直しを行い、よいものはさらに続けていくとともに、類似事業の統合や目標を達成した事業の整理等を、これも積極的に行ったということでございます。</p>

それでは、冊子をおめくりいただきたいと存じます。目次に引き続きまして、まず2ページをごらんください。

この2ページのところの第1章でございますが、まずこの冒頭で、この計画のもと、環境先進都市となった杉並区のイメージ、これを記載してございます。杉並区の将来像を「区民と創る「環境先進都市 杉並」」とし、よりわかりやすく具体的に4つの視点からそのイメージに触れてございます。

それぞれの中で区民、事業者、行政がどのような行動を実践し、この地域がどのようにこの行動によって変わっていくのかというのを取りまとめたページ、2ページ、3ページでございます。

次に、4ページから6ページでございますが、先ほどもお話がございました「4つの挑戦」、これに関してその内容と、こちらも報告書にございましたが、達成すべき数値目標、これが5ページから6ページでございますが、達成すべき数値目標及び区民、事業者、行政の役割についてまとめてございます。

次に、7ページからが第2章ということでございます。新たな計画の策定の前に、これまでの区の環境施策の成果について、8ページ、9ページで総括をするとともに、ただ単に成果を上げるだけでなく、今回の改定に向けて、これまでの未達成の課題や新たな問題について、5月の報告書でいただきました厳しいご指摘も踏まえ、現状の認識を行ってございます。その内容が10ページ、11ページ、「今後の課題」というところで、ここも4点上げさせていただきました。

計画の内容につきましては第3章からという形になります。

まず、第3章の3 - 1のところ、13ページ、14ページでございますが、この「計画の性格」として、今回の改定の趣旨、(1)番のところ、これは5月の報告書の内容に準じてございますが、また計画の位置づけということで、ここに図で示してございます。上位計画として杉並区の基本計画、さらには実施計画を踏まえ、個別計画等との連携を十分に図っていくということがこの計画改定の趣旨でございます。あるいはまた位置づけという形になります。

次に、計画の期間ですが、これも報告のほうでいただきました、14ページのところでございますが、計画の期間としては、平成25年度までの5年間という形でまとめさせていただいてございます。

また、この項の最後になります、14ページの下の方のところ、計画事業の内訳として、基本目標ごとに成果や目的に照らして見直しを行い、改定後の事務事業を、ちょっと表の下の方の一番下の合計のところで見にくいのですが、109事業と

してございます。従来の計画の事業数が205事業でございました。

この間、目標を達成した事業の整理、あるいはその類似事業の統合を行った結果、数字としては大幅に少なくなったということでございますが、新たに3事業を計画するとともに、また効果を見定めた上で、拡充事業として27事業、継続事業として79事業を計画してございます。

次に、計画の体系でございますが、15ページのところ、体系図がございます。5つの基本目標のもとにそれぞれの取り組みを整理し、その下に、今度は16ページから19ページでございますが、それぞれの基本目標の下に、行政が行うべき各事務事業を載せてございます。

それから、各基本目標及びその取り組みについて、具体的な記述は20ページからでございます。まず、それぞれ基本目標ごとに取り組みの概要を最初に説明した後で、取り組み全体の環境目標を定めるとともに、区民、事業者の役割について表で述べさせていただいた後、最後に行政の取り組みという形で事務事業として取り上げ、22年度及び計画年度である25年度の目標数値を上げてございます。

先ほど、G委員からもご説明がありましたが、これまでの進捗状況ですとか達成状況を踏まえて、25年度あるいは来年度を見定めた上で、各それぞれできる限り目標数値という形で、行政の取り組みの目標を定めているということです。

記載につきましては、全体を通じてなるべく平易な言葉を用いるようにいたしました。よりわかりやすく内容をご理解いただくために、説明が必要な用語につきましては、ちょうど20ページのところにも「改正省エネ法」という形で一つの例がございまして、各ページに囲みを設けて詳しい説明を行ってございます。

それでは、基本目標ごとに行政の取り組みについてポイントとなる事務事業を中心に簡単にご説明をさせていただきます。

まず、今ごらんいただいております基本目標1の20ページでございますが、その次のページ、21ページ、事業番号101のところでございますけれども、地球温暖化防止への取り組みがございまして、これまでの普及啓発事業だけでなく、区民や事業者の省エネ行動を推進するための太陽光発電等への助成などの事業についてもこれから進めていくという予定の記載がございまして。

次に、22ページでございますが、今度は資源循環社会を目指すところの取り組みでございますが、ごみの減量、さらにはごみの分別に向けた新たな取り組みということで進めていくと同時に、マイバッグの普及に向けた関係各団体との連携強化、さらにはまた区民、事業者との協働のもと、この資源循環型社会を目指す

取り組みを行っていくということでございます。

次に、基本目標の のところ、25ページのところでございますが、「区民の健康と生活環境を守るまちをつくる」というところです。ここでは、特に1として大気汚染を防ぐ取り組み、これは5月の報告書でもご指摘いただいたところでございますが、根本的な解決は国や都の協力が必要であるものの、区が行っていく事業として、先ほども質問がございましたが、ただ単に区民、事業者に対する自動車の使用抑制等の意識啓発事業だけではなく、低公害車の導入助成のあり方等、また南北バス交通のさらなる充実を初め、大気汚染や騒音調査から道路管理者に対する対策の要請、またつけ加えまして、教育委員会のほうでは児童・生徒の健康管理の充実等の事業、こういったものを計画化してございます。

次に、少し飛んでいただきまして33ページ、基本目標の のところ、こちらは自然環境保全の分野でございますが、まず緑化事業ということに関しては301、302、34ページに事務事業がございまして。301、302、事務事業番号にあるように、みどりを点ではなく線、ラインとして保全をしていく対策として、みどりのベルトづくり、さらにはまたみどりのネットワークづくり、これをみどりの基金の活性化を踏まえて、区民、事業者との協働のもと行っていくと、そういった事業を計画してございます。

また、38ページ、区民がみどりや自然に親しめる取り組みの分野では、親水施設や親水護岸、あるいはまた区民農園の整備など、ハード面の充実と、さらには花咲かせ隊やみどりのボランティアでの活動を支援するといったソフト面、このハード、ソフト両面にわたって対策をあわせて実施をしていくということを記載してございます。

次に、基本目標の のところ、「魅力ある快適なまちなみをつくる」というところ、40ページでございます。

「美しく清潔なまちへの取り組み」ということでは、路上喫煙対策、さらにはまた放置自転車への対策、この強化を行っていくとともに、このような規制行政だけではなくて、クリーン大作戦のような区民や事業者と協働で町をきれいにしていく事業にもさらに支援をしていくということでございます。

また、43ページでございますが、町の景観という視点からは、昨年度施行いたしました景観条例に基づき、杉並区景観計画、これを年度内に策定し、区民、事業者等の協力を得て、景観に配慮した町並み、これを将来にわたって継承していく、そういった事業を計画してございます。

<p>会 長</p>	<p>最後になりましたが、基本目標の のところ、46ページ、「区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる」という分野でございますが、ここはまず環境教育、環境学習の充実ということで、キッズISOなど、子供に対する学校での取り組み、これをさらに充実させるとともに、環境学習教室など、学習の場と機会の提供を区内環境NPOや、あるいはまた地域大学の受講生、卒業生との連携のもとに行っていく、環境教育のすそ野をまず広げていくということを計画化してございます。</p> <p>以上、大変駆け足で主な事務事業について基本目標ごとにご説明を申し上げます。</p> <p>最後に、第4章、53ページからでございますが、この環境基本計画を着実に遂行させるために、いわゆるPLAN、DO、CHECK、ACTION、PDCAによる進行管理、これを行っていくこと、また、計画の進捗状況につきましては、本日も平成20年度版という形でご説明をいたしました。当審議会に報告をしてご意見をいただき、これを見直しに反映していく所存でございます。</p> <p>以上、環境基本計画についてのご説明をさせていただきました。本来であれば、十分にお時間を置いて事前配付を行い、ご意見をいただくところですが、関係所管との調整、文書の作成等に時間がかかってしまいました。当日配付になってしまったことをおわび申し上げます。</p> <p>本日は、皆様から、まずごらんいただきご意見をいただきたいと考えてございます。また、改めてお持ち帰りになっていただき、ご自宅等でごらんいただき、メール等でまたご意見をいただければと思っております。</p> <p>最初にも申し上げましたとおり、この計画案につきましては、今月下旬にはパブリックコメントにより区民の意見を聴取したいと考えてございまして、皆様のご意見あるいはまたパブコメでいただいたご意見を踏まえて、校正をした後、11月の環境清掃審議会に改めてご報告をする予定でございます。</p> <p>大変長くなりましたが、私からは以上でございます。</p> <p>要領よくご説明いただきましてありがとうございました。</p> <p>きょう机上配付ということで、今もいろいろ今後のスケジュールのご説明がございましたけれども、皆さん方に今日お持ち帰りになっていただき、またご意見をいただくというか、例えばファクスであるとか何かでご連絡いただければという余裕も多少はあるようでございます。パブコメとの関係とか、整理とか、ご意見いただくとすれば、いつまでにいただければいいですか。</p>
------------	--

環境課長	今、実際にパブリックコメントを今月の下旬、9月は大変大きな連休がございますが、連休中あるいはその連休明けぐらいからという形で考えてございます。パブコメの意見等も踏まえて最終的な校正をかけますので、時間的にはそのぐらいのところまでぜひよくごらんいただいて、何かご意見があればいただければと思っています。
会長	何日ということをお聞きしておかないと。
環境課長	失礼いたしました。パブリックコメントは10月4日までで考えているのですが、できましたら、皆様方の意見ですので、もう少し前の段階で、今日お示しましたので、例えば9月25日ぐらいまででお願いできればと思います。
会長	9月25日ぐらいね。 では、U委員、どうぞ。
U委員	基本計画については、先般、部会ですか、あの中でこれ以上のことで煮詰めた形でやって、さらにまた意見を聞くのですか、我々に。どこをどういうふうに直そうという考えで、意見が出るということは全般的に変わるという話に、それを取り入れるという話ですか。それとも違うのですか、その意見というのは。
環境課長	最初に、今、U委員のほうでお話しいただいたのは、5月に報告書という形で審議会のほうから環境基本計画の改定に向けた報告書をいただきました。当然、それを踏まえて、最初に申し上げたように、それを尊重してこれをおつくりいただきましたが、実際にこれは行政のほうでつくった基本計画の案でございますので、そのご意見を踏まえて、さらには具体的な事務事業もここに示してございますので、これをごらんいただいた上で、さらに何かご意見があればいただきたいということでございます。 当然、その5月の報告書についてはそれを踏まえて、もう一度申し上げますが、これを改定させていただいているということを申し添えさせていただきます。失礼いたしました。
U委員	わかりました。
会長	G委員、どうぞ。
G委員	かなりわかりやすい形にさせていただいていると思うのですが、一つお願いですが、いろいろなところで15年度頃から推移が書けているもの、例えば22ページを見ていただきますと、資源回収量が15年度から20年度までこうなっていますというような数字がありますが、逆にその下の目標としての1人当たりごみ排出量の現状が565gで目標が340gとありますが、年度別の推移は出ていません。こ

環境都市推進課長	<p>れ自体はこれでいいのかもしれませんが、できれば、上の表と同じような表で、推移をいただけますでしょうか。</p> <p>目標値自体の数値がどうなったのかということは、我々はまだはっきりしていないところもあると思うのですけれども、今回、340gという数値も、この推移の中で大体こういう計画でいけるかなというところは見させていただきたい。そういう形でできるだけ見せていただけるものがあれば、ここの中に入れろと言っているわけではありませんが、我々のほうにいただければと思いました。</p> <p>それともう一点ですが、CO₂が一番気になるのですが、この間の審議会の我々の検討部会では、1990年値で今の目標値をあえて変えるようなことはしないということで、2%削減としましたけれども、先ほど会長がおっしゃったのは、旧政権のときが2005年比で15%減ですね。新政権の場合には1990年比で25%削減ですので2005年比で32%減というのが新たな目標値になっているわけですね。</p> <p>とてつもない数字になると思うのですけれども、それに対して、杉並区の状況では、この90年比2%削減もかなり難しい、現実には杉並区がやるというよりも原発稼働率とか、杉並区内の交通量の問題など他の要因があって、区民の方がどういう努力をしながらこの目標を達成するか筋道が見えていない。今回の計画の中を見せていただいても、太陽光発電をこれだけ導入するということがありますが、目標値は単に2%削減しますということで、具体的に削減できる見通しは多分お持ちになっていないと推察します。この辺は、多分パブコメをやったときに、どういう道筋でこの目標達成が25年までにできるのかというようなことは、聞かれる可能性はあると思います。あるいは議会等で質疑でも出る話だと思うのですけれども、その辺についてのお考えがあればお願いします。</p> <p>杉並区の場合、家庭から出るCO₂の量が40%以上を占めております。あと事業所が30%、通過交通を含めてが30%というような大枠になっております。</p> <p>家庭につきましては、「家庭でできる杉並省エネ作戦」ということで、こういった、例えば冷蔵庫に物を詰め過ぎないとか、冷房温度を1度上げるとか、これで何キログラムのCO₂の削減ができるかということを具体的にお示しして、今1世帯当たり2,800キログラムCO₂が出ていますが、それを削減するためには、ここの中の何品目かを選んでいただいて、省エネ家電に変えていただくとか、そういった行動をとることによって、家庭での目標の達成ということはある程度可能であると考えてございます。</p> <p>今後、排出量取引等、新しい制度も入ってくる予定でございますので、そ</p>
----------	---

<p>会 長 環境清掃部長</p>	<p>ったことも視野に考えてまいりたいと存じます。</p> <p>部長、お願いします。</p> <p>今のG委員のご指摘ですけれども、全くそのとおりで、これを表に出していけば、そういうご意見、ご指摘が多分あると思います。一番基本的なところですから。</p> <p>今回、早晩、民主党政権が今月中盤には発足していくでしょう。また、ことし年末には例のデンマークでのC O P 15で全体的な枠組みについての一定の議論がされていくでしょう。最終的に日本国としてどういう位置づけをしていくのかということを一応見た上で、今回の5年間の計画の次の計画を23年度早々に実は着手していきたいと考えていますので、枠組みがある程度もし確定したとすれば、それからちょうど1年遅れぐらいにはなるのですけれども、そのときに反映をさせていきたいと思っております。</p> <p>そのときの基準年度をさっき会長がおっしゃっていたような2005年度にするかどうかも含めて、そういう全体の整合性をとっていきます。そのときに、区のいわゆる基本構想ですね、ビジョン、あるいは10年間の基本計画、3年間の実施計画というものを同時につくっていきますので、その中で、特にこういう非常に政策的な意図を持った数値化した施策ですから、この辺もそういう全体の動きの中でおかしくないような形にしていきたい。</p> <p>現実には、こういう住宅都市ですから、2%というのはもう本当に各世帯が1週間もう丸々電気を使わないとか、そういう非現実的なことをやらなければ達成なんかできない数字だという認識は持っています。ただ、そういう話を外にするわけにももちろんいきませんけれども、少なくともそれに向けて、少しでもその格差を埋めていくような省エネの本当に、今、課長からも申しあげましたような細かな区でできる権限と責任の中で取り組みを進めていけるような啓発活動と具体的な助成を通じた取り組みというものを当面していきたいと考えています。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>今、G委員の最初の質問、推移についてのご質問でございますが、主な事務事業の中でも、G委員がご指摘のような基本的な事務事業に関しては、この間どういった形で進んでいるのかというのをなるべくこの環境基本計画の中で区民にもお示ししたいということで、例えば10ページをごらんください。</p> <p>ここでは、表題はC O₂になっているのですが、その中の記載に家庭ごみの減量化についての記載がございまして、その右側の折れ線グラフのところ、ここが今、家庭ごみの発生の抑制、削減に向けた推移が示されているところでございま</p>

	<p>す。</p> <p>それ以外にも、例えば緑被率の推移ですとか、あるいはまた先ほど申し上げたCO₂ですとか、環境講座、環境学習へ参加する人数ですとか、基本的なところの数字につきましては、なるべくこの基本計画の中で、表ですとか、あるいはグラフでお示ししていきたいと考えてございます。</p>
G 委 員	<p>入っているのは、例えば保護樹林の数がどう推移している、今、目標が1,900本になっていますが、近年1,800本ちょっと落ちているとかというのをわかるような形で入っているのは非常にいいと思います。その一方で、同じような数値が記載されていないものがある。この中へ入れるほうがいいのかどうかと別として、これに類する数値があるのであれば、我々が意見を出す前にお送りいただければ、こうやって見ていくと、これらの数値があればいろいろな判断がしやすいので、お願いできればと先ほど発言した次第です。</p>
環 境 課 長 会 長	<p>わかりました。またそういったご要望にもおこたえしていきたいと思います。では、ほかの方で。</p>
K 委 員	<p>K委員。</p> <p>ざっと見せていただいただけなので、はっきりしたことは申し上げられませんが、例えば環境目標という項目がございます。この中で環境目標と現状と目標値と目標年度というのがございます。特に現状につきまして、この数値がいろいろ出ています。それはそれでいいと思いますが、できましたらすべての項目についてその時点での年度を入れていただきたい。例えば20ページの今のCO₂の場合に160万CO₂で18年度だと書いてありながら、次のページ、22ページのところで1人当たりのごみの排出量565グラム、これは後から見ると、何年度かわからないですね。すべて入れていただくということをお願いしたいと思います。</p>
環 境 課 長 会 長	<p>ご指摘のとおりだと思います。現状について、いつの現状なのかということも踏まえて、少しここに記載をさせていただきます。</p>
G 委 員	<p>ほかの方、いかがでしょうか。</p> <p>G委員。</p>
G 委 員	<p>すみません、質問ですが、2ページの「杉並区の将来像」という、これは上に「区民と創る「環境先進都市」」ということで書いてございますけれども、その後を見ると、既に達成されているという文章にほとんどなっている。例えば「省エネルギーで質の高い生活」ということ言えば「負荷の少ないライフスタイルが定着しています。」ですから、現状で杉並区は既にこういう都市になっている</p>

	<p>という表現になっていると思うのです。一番大きい表題が「杉並区の将来像」ということで、こういう都市を実現していくようにみんなで努力しようと言っているところだと思うのですが、これが全部このように肯定的に既にできていますというような記述になっているのは、そういう解釈ではいけないのかも知れませんが、ご説明いただけますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>環境課長。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>表現がわかりにくかったというふうに今反省をしているのですが、これは「将来的に環境先進都市となった杉並区では、例えば一つの例として省エネルギーで質の高い生活が定着している町になっている。」そういう意味なのです。それぞれが今完全に達成されているとは言えないと思うのです。こういった具体的なイメージ、「環境先進都市」とただ漠然と言ってもわからないので、そういった都市というのは将来的にこういった生活が定着している、町並みが広がっている、人材がはぐくまれている、そういう意味でございます。</p>
<p>G 委 員</p>	<p>そうですか、わかりました。「環境先進都市杉並」では、以下のような暮らしが実現されています。」というのは、将来こういう街が実現されていますということだと捉えればいいわけですね。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>かなり丁寧に読まないで、既に今あるように私はとらえてしまったので、上のほうの言葉でそれをはっきり書いておいていただければいいのではと思います。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>わかりました。少し、これを初めて読む方が見てもきちっと理解していただけるような形で、またさらに工夫をしていきたいというふうに思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしくお願いします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>ほかにございますか。よろしゅうございますか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>では、先ほど事務局にお聞きしましたように、追加のご意見、加筆、修正をどういうふうに事務局のほうで取り扱われるかはわかりませんが、ご要望がございましたら、9月25日の金曜日までに事務局のほうにファクスなり何かの記録でお伝えいただければと思います。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>それから、先ほどCO₂の削減について部長もお答えになっていましたけれども、今の時期改定するということになると、その点ものすごく大事だと思います。それから、世の中エコ、エコで、やっぱり別のことで言えば風が吹いていますし、それをどういうふうに杉並区で受けとめていくのかということで、大命題になります。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>それで、いろいろな事情もございますし、先ほど部長が言われたようなことと</p>

<p>環境課長</p> <p>会長</p>	<p>いうのをどこか最初のほうでそういう覚悟は書いておいて、覚悟というか、今後のスケジュールみたいなことで国際的なものとあわせながら、なおかつ加筆していくというようなことを書いておけば、それでよろしいのではないかなというふうに思います。</p> <p>それから、私個人的には、横断的な環境という問題をすごくこれきれいに整理されていると思います。多分、だれかが責任を持ってこれずっと1ページから終わりまで手を入れたと思うのですね。だから、かなりいいレポートになっていると思いますが、個々にいろいろな問題があるというふうに思います。今後ともよろしくお願いたします。</p> <p>では、予定されました報告事項、これですべて終わりました。その他ということで、何かございましたらお願いたします。</p> <p>事務局のほうですけれども、次回の第39回審議会の日程でございますが、平成21年11月11日水曜日、まだ午前・午後は決めてございませんが、皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>では、従来どおり、ご都合のつかない方というか、ご都合の悪い方、挙手をよろしくお願いたします。</p> <p>11月11日の水曜日の午前、ご都合の悪い方、挙手願います。</p> <p>では、午後、ご都合の悪い方。</p> <p>どうもありがとうございました。では、11月11日水曜日の午後、きょうと同じで午後2時から予定させていただきたいと思います。</p> <p>きょうはどうも短時間でございましたが、いろいろな有意義なご意見等いただきまして、審議会、有効的だったと思います。宿題も多少あります。私どもに対する宿題ですよ。ありますけれども、これで第38回の環境清掃審議会、閉会にしたいと思います。</p> <p>どうもご協力ありがとうございました。</p>
-----------------------	--